

議会運営委員会

令和4年5月27日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 齊藤誠之
委員 山形紀弘
委員 森本彰伸
委員 小島耕一

副委員長 星宏子
委員 中里康寛
委員 鈴木伸彦
委員 大野恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長 松田寛人

副議長 相馬剛

説明のための出席者（7名）

市長 渡辺美知太郎
副市長 亀井雄
総務課長 平井克巳
行政係長 渡辺英俊

副市長 渡邊和明
総務部長 小出浩美
総務課長補佐 菊地直路

出席議会事務局職員

事務局長 増田健造
議事課長補佐
兼庶務係長 印南恵子
主査 飯泉祐司

議事課長 相馬和男
議事調査係長 長岡栄治
主任 伊藤奨理

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長
3. 協議事項

(1)令和4年6月那須塩原市議会定例会議について

①提出議案について

○市長提出議案	14件
・同意案件	1件
・補正予算案件	3件
・条例案件	2件
・市道の認定案件	1件
・報告案件	7件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件	0件
---------	----

(即決案件)

(追加案件) 1件

②議案に対する質疑・討論について

③市政一般質問（通告者18人）について

④会期日程について

○会期日程は6月3日（金）から6月22日（水）までの20日間

○日程（別紙案）

(2)6月定例会議の対応について

(3)市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

(4)その他

4. 閉 会

開会 午前 9時57分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 おはようございます。

議会運営委員会のほうに御参集賜りまして誠にありがとうございます。

今日先ほどから市役所のほうのラインにも入ってきましたけれども、雨がちょっと今日強くなるということで、アンダーのほうが通行止めという情報が入ってきました。また来るときにそのセブンイレブンのところも警察の車両が止まっているということで、なかなか雨の運転も1年たつと忘れてしまうのか、交通事故が多くなってくるかなというところで引き続き注意して運転していただけだと思います。

また、国のほうで外での活動でのコロナ対策のマスクのほうを取ってもいいのではないのかという話の議論が始まって、今後この市町村にも落ちてくると思うんですけれども、昨日うちの子供の話になりますが、運動会をやっておりまして、まだまだコロナという言葉に対策を強いられている、先生方が苦肉の策でいろいろ考えて運動会をやってるんですが、昔から何人も子供を学校に通わせている親としては、昔の運動会が今もう3年も4年もできてないということなので、早く落ちていていろいろな活動が元というか、新たな形で戻っていけばいいなとつくづく考えさせられたものでございます。

学級閉鎖の起きてしまったクラスの子たちは、残念ながら運動会が出れてないので、3クラスぐらい大山小が出ってしまったんですけれども、別な学校は1クラス出て10月に延期と、結構コロナで皆さん大変な思いしているので、国のほうも早く段階下げてくれればいいのかと思いつつ運動会を見ておりました。

話がそれてしまってすみません。

それで、今回は6月定例会議ということで、先日臨時会議も無事に終わりました、市長のほうから招集かけていただきまして1年間の会期が開いております。その中で6月定例会議における皆様に慎重審議いただきまして、議会の運営に関わるそれぞれの各種の協議事項を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議会運営委員会のほうを開会いたします。



◎議長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、議長から挨拶をいただきます。

松田議長、お願いします。

○松田議長 皆さんおはようございます。

6月議会に向けた議運でございます。先ほど議運委員長からも話しありましたとおり、マスクの件、今日の新聞等々を見ますと、県でも4人以上の会食の制限を解除するような今日あたり県では決定するのかなと思います。折しも昨日は商工会の総会ということで、4人以上の会食だったんですけれども、やはり経済を循環させなければいけないという商工会もそういう立場でございますので、昨日は少しばかり飲ませていただきましたけれども、その制限が解除されればやはりもう少し経済が回っていくのかなと思いますので、そのときはまたちょっと役所でも皆さん参加して会食をするということもう何年やっていませんか、3年ぐらやっていませんか、本当にお酒のつぎ方を忘れてしまって、昨日久々に副市長にお酒をつぎました。本当何年ぶりなのかと思います。

いずれにせよ、皆さんで体調管理はしっかりし

ていただきまして、今後また議会に取り組んでいただいて、また執行部ともどもまた健康には留意されますように今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎市長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、渡辺市長、お願いします。

○渡辺市長 コロナの制限の話ございました。少しイベントが増えてきてまして、後段土曜日、日曜日週末は自転車乗ったり、始球式で球投げたり、自動運転のバスに乗ったりとかイベントで盛りで、週明けは同じ懇親会もございました。ちょっとリハビリが必要なのかなという気もしたけれども、少しずつ市民生活、経済活動を再開できればなというふうに思っております。

昨日は私は岡田陽介DXフェローのお計らいで、デジタル庁に行きまして、小林デジタル副大臣にお会いしました。公民館DX、スマート公民館、デジタル技術を活用することによって幅広い世代に公民館を活用していただけないかと、それから情報のプラットフォームの共有化であったりとか、様々なお話を聞くことができました。

既に北海道の北見市などでは市役所で紙を書く台を置いていないと、要はその住民の人が来て何か紙を書かないで窓口へ行けば自動的に手続きワンストップでできるという話を聞きましたし、あと前橋や会津若松でもプラットフォームの共有化みたいなのをしております。そのオンリーワンにするのか、それとも全国である程度規格が使えるものをするのかと今後のDX、余り特化し過ぎちゃ

ってもほかのところができなかったりとかしますし、またそういった今後の方向性というものも少し見えてきた気もします。

さて、今回の市議会定例会議でこちら申し上げますのは、人事案件1件、令和4年度の補正予算3件、条例の一部改正案件2件、市道路線の認定案件1件、繰越計算書の報告書案件4件、公社等の経営状況の報告案件3件の計14件になります。議案等の概要につきましては、この後総務部長が説明いたします。よろしく願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に入ります。

(1)令和4年6月那須塩原市議会定例会議について。

まずは①提出案件についてを議題といたします。市長提出案件について執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 令和4年6月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております市長提出案件について、御説明申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり14件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議会全員協議会において説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

それでは、順次御説明申し上げます。

初めに、同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、2名の委員が本年9月30日をもって任期満了となることから、相馬謙策氏及び池田和彦氏を新たに推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第47号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ4億3,684万5,000円を増額し、令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を515億3,684万5,000円とするものであります。

それでは、今回の補正予算の内容を説明いたしますので、議案資料5ページ、補正予算の内容の2、歳出の状況を御覧ください。

歳出は、3款民生費のみとなります。

住民税非課税等に対する臨時特別給付金給付事業費2億5,898万2,000円は、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯及び令和4年1月以降に急激に収入が減少し、非課税世帯と同様の事情にある世帯を対象として1世帯当たり10万円の給付を行うものです。

また、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1億7,299万2,000円は、児童扶養手当を受給するひとり親世帯及び住民税非課税世帯を対象として18歳以下の子供1人当たり5万円の給付を行うものであります。加えてこれらの事業の実施に伴い、必要となる人件費を職員給与費及び会計年度任用職員給与費として計上しております。

財源につきましては、歳入、国庫支出金にごさ

います両事業にかかる事業費補助金及び事業費補助金を活用するもので、補助率は100%全額国費となっております。

なお、過日の議員全員協議会において御説明をいたしました6月補正予算につきましては、後ほどの追加議案において御説明申し上げますが、本案も第1号補正予算の採決終了後に補正予算（第2号）として追加議案として提出したいと考えております。

次に、議案第48号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、次に、議案第49号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、以上3件の令和4年度補正予算案件を提出いたします。

次に、議案第50号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について、次に、議案第51号 那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、以上2件の条例の一部改正案件を提出いたします。

次に、議案第52号 市道路線の認定についてでございます。この案件を提出いたします。

次に、報告第9号 令和3年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

この報告は、令和3年度一般会計予算として議決いただきました継続費に係る予算について、令和4年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号 令和3年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

この報告は、令和3年度一般会計予算として議決いただきました繰越明許費に係る予算について令和4年度に繰り越したことから、地方税法施行令第146条第2項の規定により報告するものであ

ります。

次に、報告第11号 令和3年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書、報告第12号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書については、一括して御説明申し上げます。

この2件の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を令和4年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第13号 公益法人那須塩原市農業公社の経営状況報告、報告第14号 公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告、報告第15号 公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告についてですが、これら3件の案件は、那須塩原市が設立または出資している農業公社、文化振興公社及び那須野が原文化振興財団における令和3年度の事業実績及び会計決算並びに本年度の事業計画及び収支予算などの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上、14件の案件につきまして市議会定例会議への提出を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。市長提出案件の説明といたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものは2件でございます。

初めに、同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は人事案件でありますので、即決としてお願いいたします。

次に、議案第47号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

この案件は、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策に基づき実施する経済対策の予算であり、早急に対応したいと考えていることから、即決としてお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの即決案件の説明に対して質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明がありました同意第3号の同意案件1件及び議案第47号の補正予算案件1件の合計2件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件2件及び報告案件7件を除く5件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 追加議案といたしましては、最大で7件を予定しております。

初めに、令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、過日の議員全員協議会で御説明申し上げます補正予算です。先に提出いたします議案第47号 那須塩原市一般会計補正予算（第1号）の採決が終了した後に提出したいと考えております。

す。

次に、契約の締結についてがございまして、本定例会議会期中に2件の締結見込みがございます。

1つ目の工事でございますけれども、那須塩原市小中学校適正配置基本計画第二段階に基づき、令和5年4月開校予定の箒根学園の管理教室棟を新築するものであり、建物本体を建築する箒根学園管理教室等建築工事と連携調整して施工する箒根学園管理教室棟新築電気設備工事の2件がございます。現在入札などの所要の手続をそれぞれ進めており、仮契約締結した後に最終日に追加議案として提出したいと考えております。

次に、専決処分報告についてでございます。こちらが4件ございます。

専決の報告につきましては、本定例会議の会期中に最大で4件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして示談が整った場合には、最終日に追加議案として提出したいと考えております。

以上でございます。

○齊藤委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

補正予算案件についてどのように取り扱うべきか御意見をお伺いいたします。

中里委員。

○中里委員 即決という取扱いでよろしいかと思えます。

以上です。

○齊藤委員長 ただいま即決の扱いでいいのではなにかという御意見をいただきました。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ほかに意見がないようですので、ただいま説明がありました補正予算案件が提出された場合は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、追加の契約締結案件の取扱いについては、先例のとおり最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

補正予算案件についてどのように取り扱うべきか御意見をお伺いいたします。

中里委員。

○中里委員 委員会付託で取扱うべきだと思います。以上です。

○齊藤委員長 ただいま委員会付託との意見がございました。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ほかに意見がないようなので、ただいま説明がありました補正予算案件が提出された場合は、常任委員会付託とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、追加の契約締結案件の取扱いについては、先例のとおり最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、追加の報告案件について、こちらも先例のとおり最終日に報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○相馬議事課長 ございません。

○齊藤委員長 次に、議会提出の追加案件はありますか。

議事課長。

○相馬議事課長 議会提出の追加案件について御説明いたします。

追加案件については、市長の専決処分事項の指定についての一部改正についての1件を予定してございます。この案件につきましては、この後の協議事項で了承が得られれば追加したいと考えているものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③市政一般質問についてお諮りいたします。

今回18名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④議会日程についてを議題といたします。

別紙日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○相馬議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料の令和4年6月那須塩原市定例会議会議日程(案)を御覧ください。

期間は6月3日金曜日から6月22日水曜日までの20日間の予定としております。

次に、下欄の表を御覧ください。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日6月3日は、再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、6日から9日までは、市政一般質問を各日4名行う予定としております。

次に、10日は、市政一般質問を2人行い、また議案質疑、議案の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、13日から15日までは、各常任委員会による付託議案等審査の予定としております。

次に、16日は、午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、21日は、議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から行う予定としております。

最後に、22日は、各委員長報告、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

6月定例会議の会議日程については、別紙先ほど説明のとおり6月3日金曜日から6月22日水曜日までの20日間とし、市政一般質問18人については、6月6日から9日の4日間に4人ずつ、10日に2人とし、議案質疑は10日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限は、6月16日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月21日火曜日に午前10時から全員協議

会を、午後1時半からは予算常任委員会全体会の開催を予定しておりますので、お含みおきいただきたいと思います。入れ替わっていますので御注意ください。

以上で(1)の協議事項は全て終了しました。

次第にはございませんが、今定例会議についてその他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 委員からは何かございますか。

さっき追加案件で出てくる箒根学園の工事の入札はちゃんといけそうですか。結構工期が夏休みでやるからやる人がいないという話がうわさで流れてきたりしていて、来年の5年度にはもう開校しなければいけないというので、出せそうですか。

○渡邊副市長 何とかいけるのではないですか。

○齊藤委員長 何とか工事しないと大変なことになるので分かりました。

それでは、この後議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)6月定例会議の対応についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、タブレットの資料をお願いできればと思います。

6月定例会議の対応(案)ということになって

おります。

今回3月の蔓延防止等重点措置が解除されたということで、コロナのほうも落ち着きをみせているということで、通常のほうに戻すという内容になります。

1、議員の半数入れ替えについては、実施を行いません。

また、2の執行部説明についても簡潔なほうをお願いしております。

そして、3、質問の通告、今回につきましては、決算と当初予算ございませんので、通告のほうはございません。

執行部の出席についても通常どおりです。

そして、5の傍聴ですけれども、これまで制限をかけておりましたけれども、通常どおりとしたということになっております。

そして、議場コンサートを初日の3日に予定してございます。

6番目、委員会の出席者についてということで、案件のない課につきましては、出席を求めず、また併せて自己紹介も行わないということで、考えてございます。

7番、委員会の場所及び中継ですが、場所につきましては、議場で福祉教育、建設経済、総務企画の順番で6月13、14、15日で行いまして、中継のほうも併せて行う予定でございます。

8番目、予算常任委員会全体会、そして議員全員協議会、こちらの開催も議場で行うこととしたいと考えております。

また、9以降につきましては、基本的な感染対策を行うということで、実施をしていきたいといった対応になっております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします

す。

副議長。

○相馬副議長 議場のドアの開放はそのまま継続ということでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○長岡議事調査係長 基本的な対策、感染対策の一環ということで、議場の空気入替えのために開放のほうがよしいんではないかなというふうには考えてございます。

○齊藤委員長 副議長。

○相馬副議長 後ろの傍聴席に入るところのドアなんですが、そこで記者の方が後ろ出ていったところすぐそこ出ていったところで電話をよくしているんですね。それが中に入ってくるんですが、それについては何か対応はできるものなのかどうか伺いたいです。

○齊藤委員長 係長。

○長岡事調査係長 この場で例えば傍聴席の入り口の扉だけ閉めていくというようなことだと横からもやはり回って入ってくるので、後ろからだけであれば例えば傍聴の入り口だけ閉めるとかというのはいかがでしょうか。

○齋藤委員長 そもそも電話をしないでくれといったほうが早いかと。

○相馬副議長 別なところへ移動してと言ったほうがいいのか。

○森本委員 第4か第2かの委員会室でとかで。

○齊藤委員長 係長。

○長岡議事調査係長 もしそういった状況が見受けられたときには御案内を、あその場所から例えば図書室とかそういったところできるように御案内するという対応でいかがでしょうか。

○大野委員 記者さんにあらかじめ言ったほうがいいんではないですか。

もし電話するのであればちょっと離れたところ、音入ってくるんですよ。

○齊藤委員長 図書室とか空いているところ使ってくれということ伝えてください。

そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 委員会で出席者の自己紹介を行わないということ、これはどういう理由でしたっけ。何か自己紹介あってもいいような感じが若干はしたんですけども。

○齊藤委員長 6月議会は本来であれば全課が挨拶するためにわざわざ挨拶だけに来るんです。予算案件も計画案件もないのにみんな来て頭下げて何もないのでお疲れさまですというやっていたんですけども、今コロナ禍もありますし、わざわざ呼んでも仕方ないだろうということで、自己紹介をしないという形にしています。なおかつ前回までは出席している中でもコロナなので時間短縮ということではないということにはしていたので。

○小島委員 来た人はなんかちょっと紹介してもらったほうがいいかなと若干、来た人はですけどもと思っただけなんです。

○齊藤委員長 言ってもらっても6月全然やることないので、そこで時間とっても僕はいいのかなと思いますけれども、そこは柔軟に。名簿が添付されてないと大変なことになってしまうんですけども、みんな係長、係長とか主査とかしかないので、ただ聞いたからといってなかなか分からないんですが。

○森本委員 常任委員会対応でいいということですか。

○齊藤委員長 常任委員会対応というか、それ今決めて大丈夫であれば言っておいてもらえれば自己紹介ありますよということになるので、座り方がちょっとフォーメーションがあればかもしれないで

すけれども、昔の口述にはあります。自己紹介お願いしますというのがあってと思います。掘り出さないと多分ないかもしれないですけども、できそうですか。でも余り来なくていいと言っているからほとんどいないとは思いますが、その紹介だけでもいいのかどうかという。

○小島委員 入ってきただけ何も初めて会う人でしょう。だから名前ぐらいは言ったほうがいいかなと感じをとったんです。

○齊藤委員長 そうですね。何年目という人もいますけれども。

○小島委員 何年目の人もいるけれども、初めて出る人がいるのに係長とかそういうのはみんな知らない、名前なんか。

○齊藤委員長 だから聞いても覚えられないんですけども。

開会前でなくて開会後にやりますか。

○小島委員 開会前でもいいです、それは。どちらでもいいです。

○齊藤委員長 10時から放映なので、そうすると…

○小島委員 開会前のほうがいいんじゃないですか。

○齊藤委員長 開会するのが遅くなると。

では開会前にそれぐらいあるよと言っておいてもらっていいですか。委員長さんは開会前に必ずお知らせすると。50分ぐらいにはもう皆さん入ってくださいと言わないといっぱいある課が、でも今回何課も来ないですけども。

福祉教育はないです。建設経済は多いんですけども、あと総務企画は少ないです。とりあえずやってみるということで。

局長。

○増田事務局長 今自己紹介開会前と言いましたけれども、常任委員会ごとに複数の課がある場合はどうするんですか。そのたびに暫時休憩とるんで

すか。

○齊藤委員長 そうですね、始まる前にやればい
いんではないですか。

○増田事務局長 暫時休憩中に……。

○齊藤委員長 やってから中継を開始してもらえ
ればということで、同じくしていただければと思
います。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、議場コンサートもドア、歌う
んだよね。開けっ放しで大丈夫だと思う。こうい
うオーケストラとかではないと思うので、開けて
おきますので御了承ください。あとマスクは一応
まだ室内、建物なので、着用をしていただくとい
うことで御理解いただければと思います。

でなければ、ただいま説明がありましたとお
りとするので異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、次第(3)ですね、市長の
専決処分事項の指定についての一部改正について
に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、市長の専決処分事
項の指定についての一部改正について御説明をさ
せていただきます。

まずこちらの改正なんですけれども、国の法律
の改正に伴いまして、例規の方を改正するもので
あります。

内容につきましては、今見ていただいています
が、黄色く着色をさせていただいておりますけれ
ども、第十二次地方分権一括法の中に土地改良法
というのがございまして、こちらの改正がまず5
月20日にございました。

その概要ということなんですけれども……。

その内容ということなんですけれども、左の一
番上になります。8番、土地改良法の一部改正と
いうことで、市町村が災害等のため急速に農地、
農用地または土地改良施設の災害復旧等の土地改
良事業を行う必要がある場合において、応急工事
計画に関わる市町村の議会の議決を経なければな
らんとする規定を削除するというので、応急工
事計画を今まで議決事件としておりましたけれ
ども、国のほうで議決事件から外した。結果市
町村は議決として扱う必要がなくなったというこ
とになります。

それに伴いまして、議会は市長に時間的ない
とまがないということで、専決処分ということで市
長に議会にかかわって処分できるようにというこ
とで、専決処分の指定というのをこの例示の中
で行っておりました。今般法改正においてそも
そも議決事件から外れたということですので、
市長の専決処分の指定というのをこの例示の中
で行う必要がなくなったということになります。

新旧対照表のほうを御覧いただきましたら、
右側10号として改正案左ということで、10号の
こちらの……。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 すみません、説明聞いてください。

○長岡議事調査係長 工事計画の削除、10号のほう
を削除するという改正内容となります。

こちらの本案件につきましては、先ほど御検
討いただきました内容のとおり、6月の議員全
員協議会に報告をさせていただきまして、定
例会議の最終日に発議10号として提案したい
と考えております。

説明は以上となります。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいた
します。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、ただいま説明のとおり6月の全員協議会に報告の上、6月定例会の最終日に提案することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(4)その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

どうぞ。

○鈴木委員 何でもいいその他ですね。

○齊藤委員長 何でもいいその他です。

○鈴木委員 今土地改良法の一部改正の中で以前はやるときは議決案件だったんですよね。これ土地改良法なんですけれども、ちょっとよく分からないんですけれども、土地改良法でなくて、ほかにも緊急災害時で同じようなことは一般的な災害対策にはどういう状態なんですか。やはり議決案件にまだなっているんですよね。そこをちょっと確認したいと思ったんですか。分かりますか。分からなければ。教えてください、後で。

○齊藤委員長 あくまで前は計画ですよね。計画のほうの専決なので、予算は予算でも専決をやるものと普通に議決やるものとたしか分けていたような気がしたんですけれども、この計画を前出してなくて1年前のやつを差し戻して議決した記憶があるんですけれども。

○鈴木委員 土地改良法あれどうやってこれと同じようなことはまだ起きてないと。

○齊藤委員長 土地改良法に属したものだけが今これなので、それ以外は議決になるのではないですか。

○鈴木委員 土地改良法だけが先行してこういうふう

案件ですよと、その確認。ちょっと気になったので。

○齊藤委員長 無理しなくて大丈夫です。後で答えてあげてもらえれば。

何か説明しますか。いいですか。地方分権の一括法のこの表を見せてという話か何か。

係長。

○長岡議事調査係長 こちらで記載の土地改良法の改正だけでここでお話すればやはり認定いただくと農用地災害法のために農用地または土地改良の事業を行っているということで、この土地改良法だけでいえばやはりその分野だけの応急工事計画なのかなというふうに思うんですけども、もう一度ちょっと担当課に確認をさせていただければと思います。

○齊藤委員長 そのほかはどっちにしても分からないので、その他の災害のときのものはあるんですかと話なので、よければちょっと聞いておいてもらえればと思います。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

[「なし」と言う人あり]

◇

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時38分